

埼玉県特別支援教育教育課程編成要領の改訂について

～特別支援学校幼稚部編～

教育局県立学校部特別支援教育課 指導主事

しまむね
島宗

とおる
徹

1 はじめに

平成29年4月に新しい特別支援学校幼稚部教育要領が告示され、今年度から施行された。本県における幼稚部教育のさらなる充実に向けて、改訂の基本等を踏まえ、昨年度内に埼玉県特別支援教育教育課程編成要領「特別支援学校幼稚部編」を新たに作成した。

2 作成に当たって

作成に当たっての基本的な考え方として、幼稚部教育要領の趣旨に基づいたもの、教員や保護者など、幼稚部の関係者だけではなく、県民の方々に広く読まれ、幼稚部教育の充実につながるものとして整理した。

3 「特別支援学校幼稚部編」の概要等

(1) 改訂協力委員会の実施

県内には、視覚障害のある幼児を対象とした特別支援学校埼玉一学園や聴覚障害のある幼児を対象とした特別支援学校大宮ろう学園と特別支援学校坂戸ろう学園がある。作成に向けて、各校から推薦された専門性の高い教員でプロジェクトチームを発足し、幼稚部教育要領について学び合い、内容の検討を進めながら行った。

(2) 「特別支援学校幼稚部編」の概要

第1節から第3節までは、新しい幼稚部教育要領における概要など全国の幼稚部で共通した事項として第4節以降は、新しい幼稚部教育要領の観点を踏まえて本県の幼稚部として新たに示す事項として整理した。

(3) 各節の主な内容

ア 第1節 幼稚部教育要領改訂の概要

「幼稚部教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、新しい幼稚部教育要領のポイント

イ 第2節 教育課程の役割と編成

実際に学校において教育課程を編成する際に必要となる事項など

ウ 第3節 指導計画の作成及び幼児理解に基づいた評価

指導計画を作成する際の留意事項や評価の大切さなど

エ 第4節 埼玉県における特別支援学校幼稚部で育みたい力

本県の幼稚部教育において大切にしたい観点や内容など



オ 各障害種の特別支援学校で大切にしたい支援

第5節は視覚障害、第6節は聴覚障害を記載した。

A 幼児の生活と学びを豊かにする支援

各障害種における幼児教育ならではの基本的な考え方など

B 障害種別の特別支援学校における支援や配慮の工夫例

※写真は視覚障害の例

00 教材・教具(はさみの使い方: 割製の幼児への段階的指導)



C 保護者支援の実際や早期教育相談

幼児教育で重要な保護者支援における考え方など

D 年間指導計画・日案・指導案例

「育みたい資質・能力」や「授業の改善点」、評価と改善のつながりなど、新しい観点を踏まえた様式の改訂

4 結びに

本資料の作成過程にあたり、改訂協力委員会では、毎回、県内の幼稚部教育の充実に向けた熱心な意見交換がなされた。本県としての幼稚部教育の充実に向けて県民の方々にも広く活用していただきたいと考えている。

※今回紹介した特別支援学校幼稚部編は下記、県のHPに掲載
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/youtibu.html>

問い合わせ先: 特別支援教育課 TEL 048-830-6883